

建設常任委員会記録

令和6年12月16日（月）於 前川新館3階第3会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時28分

○出席委員（6名）

7番 竹内博之委員 12番 齋藤豪委員 13番 蛭名正樹委員
15番 石山敬委員 26番 工藤光志委員 28番 田中元委員

○出席理事者（4名）

都市整備部長 小山内孝紀 公園緑地課長 鳴海淳
公園緑地課長補佐 成田一成 地域交通課長 羽賀克順

○出席事務局職員（2名）

主幹兼議事係長 蝦名良平 書記 飯田大空

【午前10時00分 開会】

○委員長（齋藤豪委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第97号 弘前市都市公園条例の一部を改正する条例案

○委員長（齋藤豪委員） 初めに、議案第97号弘前市都市公園条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（小山内孝紀） 議案第97号弘前市都市公園条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

お手元の説明資料を御参照願います。

まず、提案の理由でございますが、弘前公園において、近年、ソメイヨシノが早咲き傾向にあり、弘前さくらまつり期間と弘前市都市公園条例に規定している弘前城の入園料無料除外期間との間に大きなずれが生じているため、入園料無料除外期間をさくらまつり期間に合わせられるようにするなど、所要の改正をするものであります。

制度の概要についてでございますが、現在、弘前城の本丸北の郭は弘前市都市公園条例及び弘前城管理運営規則の規定に基づき、4月1日から11月23日までの期間は午前9時から午後5時まで入園料を支払っていただいております。満65歳以上の市民や小中学校に在籍する市民などは入園料の

無料対象者としておりますが、これまでさくらまつり期間に相当する4月23日から5月5日までにつきましては、午前7時から午後9時までに時間を延長して、原則として全ての方に入園料を支払っていただいております。

入園料の無料対象者であっても、4月23日から5月5日までは対象外とする現状の条例第22条第2項第1号の規定は、さくらまつり期間はふだんの公園使用とは異なる目的で来ていること、通常の公園管理費のほかに夜間照明や清掃、券売所の設置など特別な経費を要すること、そして入園券の券売所窓口やもぎり窓口の混雑を回避する必要があることから、平成20年4月1日から施行されているものであります。

このような状況の中、令和6年度の弘前さくらまつり期間が4月12日から5月5日までであったのに対し、ソメイヨシノは4月14日に開花し、4月19日から22日までの満開となり、4月27日には葉桜となっております。

このように、近年はソメイヨシノを楽しむ期間と条例の規定とが合わない状態が続いていることから、弘前城本丸北の郭の入園料無料除外期間につきまして、さくらまつり期間に合わせて毎年流動的に対応しようとするものであります。

なお、弘前城の有料時間や情報館の開館時間については、これまで午前7時から午後9時までに拡大したものを、出店や他の施設との営業開始時間を統一することによって来園者の利便性向上を図るため、午前9時から午後9時までとし、有料時間について、弘前城管理運営規則の一部改正と弘前城情報館管理運営規則の一部改正をしようとするものであります。

なお、見直しに当たりましては、弘前市都市公園管理審議会に諮問したところ、原案どおりの答申がありましたので、その答申に基づき、このたび条例改正に至ったものであります。

条例の新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。

本条例案の改正についての説明となりますが、第22条第2項第1号の入園料無料除外期間につきましては、ただし書の中の毎年4月23日から5月5日までの間と固定された期間の規定を削除し、今後はソメイヨシノの開花予想を基に、「弘前さくらまつり期間(市を含めた関係団体の協議により毎年定める期間をいう。)を基準として、市長が毎年告示する期間」といたします。これにより、毎年の弘前さくらまつり期間に合致した期間を入園料無料除外期間とすることができるものであります。

その他第22条第2項第1号以外につきましては、文言整理による改正となります。内容でございますが、新旧対照表の1ページのほうにお戻り願いたいと思います。

目次及び第2章の章名中の「都市公園」につきましては、第1条において「弘前市都市公園(以下「公園」という。)」としておりますので、「公園」に改めるものです。

第2条第3号につきましては、「はり紙若しくははり札」を平仮名から漢字の標記に改めるものです。

第3条第1項第1号につきましては、別表第1の3との統一を図るため、字句を整理するものです。

同条同項第2号につきましては、物を販売する行為としていることに対し、別表第1の3における「小屋掛け及び露店営業」と同義であるにもかかわらず、異なる字句を使用していたため、字句を統一するものであります。

また、写真を撮影する行為につきましては、写真のほかに動画の撮影の相談も多くあることから、実情に即した取扱いに改めるものであります。

次のページを御覧ください。

第9条につきましては、「公園施設」が示す範囲が不明確であるため、「第4条第1項及び前条第1項の施設」を示すことを明確にするものであります。

第10条につきましては、「有料公園施設等」が示す範囲が不明確であるため、「第4条第1項及び第8条第1項」の施設を示すことを明確にするものであります。

第13条につきましては、公園施設へ入ることのみを制限対象とするものとなっているため、公園を加えて公園全体も対象範囲とする規定に改めるとともに、「公園施設を使用するもの」とは第3条、第4条、第8条の許可を受けた者を示すことから、「この条例の規定による許可を受けたもの」に改めるものでございます。

同条第2号につきましては、重複する字句を削除するものであります。

3ページを御覧いただきたいと思えます。

第22条第2項第3号につきましては、「前納しなければならない」だけでは、占有・設置期間が複数年度にわたり許可した場合、許可した年に占用料を最大10年分徴収する必要があると解されるため、年度ごとに1年分を徴収する規定に改めるものであります。

第26条につきましては、「公園の施設」の字句を「公園施設」に改めるものであります。

次のページを御覧いただきたいと思えます。

別表第1の3につきましては、写真撮影の行為のみ使用料を徴収する規定であるため、動画の撮影の行為も徴収できるように改めるものであります。

次のページを御覧ください。

別表第2の2及び3につきましては、第4条の有料施設の使用の申込み等の規定に基づくものであり、利用ではないため「使用」に字句を改めるものです。

同じく6ページ別表第2の4及び第2の5、そして、7ページ別表第2の6につきましても、同様に第4条に基づき、「使用」に字句を改めるものであります。

最初の説明資料にお戻りいただきたいと思えます。

4の改正による効果といたしまして、今後は条例改正をせずとも、毎年のさくらまつり期間に合致した期間を入園料無料除外期間とすることができ、来園者への利便性向上が図られることとなります。

また、副次的効果といたしまして、入園料収入が220万円ほど増加すると試算しております。

最後に、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○15番（石山 敬委員） 改正の趣旨はよく理解できました。

今回、入園料無料除外期間をさくらまつり期間に合わせた形ということなのですが、この料金の取り方が今までとちょっと変わるので、この辺の見直しについて、どのように周知していくのか。それとも、普通に入場したときにその料金表だけで終わるのか。それとも、大幅に今回からありますよという周知をするのか、その辺について1点だけお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（鳴海 淳） 周知につきましては、今回の議会が終わった後に市のホームページで今後のさくらまつりにつきましてはこういう対応をしますという周知とともに、あと券売所のほうにも、あらかじめさくらまつり期間前に貼り紙等をして周知を図りたいと思えます。

その他の旅行会社のほうにつきましても、議会終了後、次年度のさくらまつりからこのような取扱いになりますということで、通知文書を送りたいと考えておりました。

○7番（竹内博之委員） 説明ありがとうございました。

4番の改正による効果のところ、入園料収入の増加が約220万円を見込んでいるということで、今、年間でどれくらいの収入があるのかなというのと、数字のところを、事前にお知らせしていればよかったのですけれども、説明の中で気になったのでお聞きしたいというところです。

加えて、これは分かればいいのですけれども、弘前公園の年間の維持管理費というのがどれくらいのものなのかというのをお聞きしたいと思います。

○公園緑地課長補佐（成田 一成） お答えします。

年間の収入なのですが、令和5年度で8646万3669円ほどになっております。そして、経費のほうなのですが、人件費を含めて、年間で3億8000万円ほどかかっております。

○7番（竹内博之委員） ありがとうございます。

結構弘前公園の中を散歩している方がいらっちゃって、この前その方とお話しする機会があったときに、その人は「これだけ立派な公園の中を歩けるのが幸せだ」と。恐らくそこには多額のお金もかかっているだろうと。その人は、公園の入園料そのものを取ればいいのではないかという話もあったのですけれども、そうしてしまえば、やっぱり市民への増税になってしまうから、多分それは適していないですとお話しした中で、ただ、やっぱりそういう弘前公園がきれいであり続けるために、例えば募金であるとか、その維持管理費を少しでも心ある市民が、お金として支払いできる手段が幾つかあればいいなというお話がございましたので、これは質疑ではなくて、せっかく今この条例の改正案にも基づいた議論の中で、ぜひそういう声もあったということをお伝えさせていただければと思います。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者一部入替え〕

議案第104号 指定管理者の指定について（弘前駅城東口駐車場等）

○委員長（齋藤 豪委員） 最後に、議案第104号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（小山内孝紀） それでは、議案第104号弘前駅城東口駐輪場等の指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

議案第104号は、弘前駅城東口駐車場と弘前駅中央口駐車場、弘前駅中央口駐輪場及び弘前駅

城東口駐輪場の四つの施設の指定管理者として、株式会社あおもり総合管理を指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集いたしました。応募があった3団体につきまして、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体が最も優れた提案をした団体として評点合計が最も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の提案内容は、弘前駅の隣接施設として弘南鉄道と連携した具体的な提案や、駐輪場の放置自転車対策などの行政課題を解決するための提案など、自主事業が3者で最も多く、それらの点が評価されたものであります。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして、議案の概要説明を終わります。

○委員長（齋藤 豪委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○13番（蛭名正樹委員） まず、この指定管理を受ける業者は、前回の指定管理を受けていたのか。それと、直営から指定管理者制度を導入したときからその業者なのかということがまず1点。それと、この指定管理者制度の中身、要は利用料金制なのか、そういう経費的なものだけをお支払いする契約なのか。契約というか、指定管理者制度なのか、その2点をちょっと。

○地域交通課長（羽賀克順） 1点目の事業者ですけれども、こちらは前回と同様の事業者になっております。ただ1点、注意・補足説明ですけれども、前は今の事業者と別のメンテナンスをする会社が共同のチームで、グループで提案したのですけれども、今回は単独での事業者応募となっております。また、直営から切り替わったときも、今回の事業者は関わっているところではございました。

あと、料金については完全利用料金制度でございまして、利用料金だけで運営を賄っているところの公募でやっております。

○13番（蛭名正樹委員） 分かりました。

直営から指定管理者制度を導入して非常に効率がよく、そして、駐車場とか駐輪場も結構使われているという、利用率が非常に向上しているというふうな印象を受けています。

それで、先日——昨日、一昨日もちょっと利用しようと思ったら満車、クローズしている状態で、非常によく使われているなという印象があって、その利用料金というか、使用料というか、そういうふうなことの伸びは、直営でやっているときと、直近の昨年度の金額ベースでどのぐらいになっているのか。

○地域交通課長（羽賀克順） 直営の時期が平成26年なのですけれども、これは指定管理導入前なのですけれども、収入が駐車場・駐輪場を合わせてですけれども、2380万円。これに対して直近——令和5年度ですけれども、4030万円ほどで、令和2年、令和3年で一時コロナで減少しましたけれども、その当時でも令和2年で2860万円と、導入前と比べるとかなり頑張っているほうかなというふうに評価をしております。

○13番（蛭名正樹委員） 利用料金というか、この指定管理者制度を導入して非常にうまくいった例だなと思っているのですよ。ですから、今回の選定に当たって、また違う意味での他の業態とコラボされているような、仕掛けをしているような報告でありますので、ぜひ安定して維持できるような環境を今後取っていただきたいなと思います。

○28番（田中 元委員） まず、私の勉強不足で大変申し訳ありません。お聞かせをいただきたいと思いますが、一覽表の見方についてお伺いしたいと思います。

まず、一覽表を見ると、評点がありますよね。500点——満点を意味すると思うのですけれど

も、決定を受けた会社が381点ですね。満点には相当、大分幅があるのですけれども、そういうことで、つまりこれは3者が参加しましたと。いずれにしても、その3者の中の最高点にある者を決定しますというのも、多分これ、最低限を設けてあるものですか。

○地域交通課長（羽賀克順） 最低点については、募集要項のところでは60点を最低としておりまして、管財課のほうにも確認したのですけれども、市の指定管理を、公募を決めたときの標準マニュアルというところで、60点を最低としているというところでございます。

○28番（田中 元委員） もう1点ですね。

上から来ますと、評価項目、配点ともあります。つまり、項目ごとに例えば50点だとか、25点とか50点、75点とかの配点ですね。つまり、多分これ、項目ごとに満点を意味しているのだと思いますけれども、ちょっと見ますと各項目ごと、どれか一つ、どの項目、一つもこれを満たしている業者がない。

つまり、私が今言ったように、各項目ごとに文句なしという項目は一つもなかったということの意味しているのか。あともう一つは、中には項目によっては、取った業者が他の業者よりも低い評価をもらっている項目があります。それが結果的には、最終的には、総合的にもって、それは仕事は無理だということになろうかと思えますけれども、そうすればそこに対して、項目によっては他の満点より低いと。なおかつ、他の項目でそれ以上に低い評価となっている項目があります。取った業者に対して、課として、部としていろいろ話をしているものですか。こうしてほしいとか、そういうことの機会を設けているのかどうか、お聞きします。

○地域交通課長（羽賀克順） 委員がおっしゃるとおり、例えばですけれども、(4)の効率的な運営ができることというところの欄でいきますと、3者で比べると最低の点数でございまして、こちら、ヒアリングのときに収支を幾らぐらいで見込んでいますか、今後5年間幾らで見込んでいますかというのをヒアリングさせていただきました。

そのときには、今回取った事業者は5年間で560万円の収入利益を見込めますというところで、もう1者は、弘前合同警備保障は700万円の収入を見込めます。もう一つ、サイクルパークひろさは1000万円の収入見込み、それをヒアリングで判断いたしました。

我々は評価に関しましては、あおもり総合管理のほうはマイナスではなく、確実な横ばいの数字で見込んでいるというのが各年度で見取れましたので、堅実な収支バランスを取っているのではないかなというふうに評価できるかなと思って、その差がこの評価になったと思っております。

また、今後指定管理をしていく中でも、その辺の収支のところは常に一緒に話をしていながら、どういう利用者の利便増進を図れるかということも含めて、協議はしていきたいと思っております。

○28番（田中 元委員） さっきも言いましたけれども、各項目の配点、今ありましたけれども、その項目、全ての項目で満点に足りない。課としてどういうような、トータルでも、項目ごとで全て下回っているということを我々はどういうふうに受け止めたらいいのかという気がするのですよ。例えば50点満点ですと。でも、30点だ、20点だ。それをどういう目で評価をして見ているのか、我々はこれをどう見たらいいのか。随分足りない。1項目でも満足するものがないというような意味なのか。全部が足りないという意味をしているのか。そうすれば、おたくが考える満点というのは非常に高いところにあるのだと。

○地域交通課長（羽賀克順） 今回の評価に当たっては、あくまでも合計点による総合的な評価というところでありましたので、今後、事業を進めていく中で配点の弱いところについては、事業

者のほうと密に話しながら、改善点を見出していきたいと思います。

○委員長（齋藤 豪委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（齋藤 豪委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時28分 散会】